

地方税財源の充実について

令和4年度の地方財政計画において地方交付税総額は、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円が、地方一般財源総額は、地方が地域社会のデジタル化推進や防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、折半対象財源不足が解消され、前年度に比べて3.7兆円減の1.8兆円と大幅に抑制されたが、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、地方公共団体においては、自らも更なる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、新型コロナウイルスの次なる波に備えた医療体制の充実や地域経済の回復に向けた中長期的な対策を進めるとともに、地域の活性化、雇用の確保、介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力で推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について強く要請する。

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の拡充

- (1) 新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、地方が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について積極的かつ確実に措置すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、基金への積立要件の弾力化や事業期間の延長など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

- (3) 令和5年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出の両面において、新型コロナウイルス感染症の影響を的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染者数の多寡にかかわらず、地域経済に甚大な影響が生じていることから、地方部の自治体においても、地域経済の回復等の対策を着実に講じることができるよう、適切な地方交付税の算定を行うこと。

2 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するため、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。あわせて、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにするとともに、個々の地方団体レベルでも一般財源総額の確保・充実が図られるよう、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。
加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。
- (3) 地方が、地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的

な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、国全体の人口減少問題の解決には、合計特殊出生率が低い都市部から出生率が高い地方部へ若年層を移すことが必要である。このため、地方部が地方創生の取組を十分に行えるように地方交付税を措置すること。

さらに、今後も、地方創生に向けた地域の課題解決には、自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化など、第2期「総合戦略」を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、地方創生推進交付金の拡充・継続を図ること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和などを大胆に実施すること。さらに、施設整備事業についても、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

なお、新たに創設されたデジタル田園都市国家構想推進交付金についても、地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、実証等が必要であることから、申請準備期間を十分に確保した上で、より柔軟に活用できる交付金とするとともに、地方において継続した取組が可能となるよう交付金総額の拡充に加え、制度を恒久化するなど、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (4) 近年の地方財政計画における歳出は、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る増分を、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気の先行きに不透明感が高まる中、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保する必要がある。

「地域社会再生事業費」の算定に当たっては、「地域社会の持続可能性の確保」に取り組む必要性の高い地方部に重点的に配分するとともに、同事業費を令和5年度以降も継続すること。

さらに、地方においては、光ファイバや5G等の情報通信基盤の整備が今後さらに進展し、これらの基盤を活用した地域社会のデジタル化に向

けた取組を推進していく必要があることから、令和4年度までの措置となっている「地域デジタル社会推進費」について、令和5年度以降も、その継続・拡充を図るなど、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を行うこと。

3 地方税制の改革の推進

- (1) 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、新型コロナに対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心なくらしの実現など、地方の増大する役割に対応するためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の見直しを進めること。
- (2) OECD 等で国際合意に至った経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しの将来的な国内法化を見据え、デジタル技術を活用し国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大していく社会経済情勢に的確に対応する地方課税のあり方について、地方税収を確保する観点から適切かつ早期に検討を開始すること。
- (3) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るといった観点から、見直しを行うこと。
また、法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際は、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用について慎重に検討すること。
- (4) 法人事業税における電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による課税方式については、令和4年度与党税制改正大綱の検討事項において、

「その課税のあり方について、引き続き検討する」ととされているが、収入金額による課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっており、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

令和4年5月18日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	丸	山	達	也	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	